鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和7年6月24日	日(火曜日)	,		
開会	午前9時57分	閉	会	午後2時	27 分
場所	市役所本庁舎7階	第1委員会室	室		
出 席 委 員 (7名)	委員長 吉野副委員長 伊藤委員 坂根星見	恭介 幾子 政代 雲坂 健蔵 上杉	,,,	京子 浅野	博文
欠 席 委 員	なし				
委員外議員	加藤 茂樹 寺坂	寛夫			
事務局職員	事務局次長	太田奈津美	主査兼議事例	長 谷島	孝子
出席説明員	総務課課長補佐 行財政改革課参事職員課長 資産活用推進課長 【総務部税務・ 機務・債權管理局長業市民税課長 市民税課課長補佐 【総務部 人権政 人権政策局長業人権推進課長	塩浴 米入福债中谷策山川 一	次長兼総務語 行財政改革課課長 預員課課長補 資産活用推進課課長 固定資産税課課長 個定資産税課課長	某人	直 洋修裕 佳 聡 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
	危機管理部長 危機管理課参事 【企画推進部】 企画推進部長 政策企画課課長補佐 文化交流課長 デジタル戦略課長 【市民生活部】	山川 中 河 増 中 松 口 お か	危機管理課長を を機管理課果長を を機管理課課長を で、第一企工業 を、企工業のでは、 で、で、があります。 で、で、があります。 地域振興課	#佐 北村記 長 上田 長 中川 	

	地域振興課課長補佐	有田	博	協働推進課長	小森	毅彦
	協働推進課参事	山根	優子	協働推進課課長補佐	酒本	晶恵
	次長兼市民課長	北村	貴子	市民課参事	植田	光一
	市民課課長補佐	山内	祥光			
	【環境局】					
	環境局長兼生活環境課長	山根康子郎		生活環境課参事	林	公博
	生活環境課課長補佐	池原	洋右			
	【総合支所】					
	鹿野町総合支所長	小林	克己	鹿野町総合支所副支所長	西垣	拓二
傍 聴 者	なし					
会議に付した事件	別紙のとおり					

午前9時57分 開会

【総務部·危機管理部】

- ◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。
- () おはようございます。
- ◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程でありますが、 まず、総務部・危機管理部の議案審査、陳情審査を行い、その後、企画推進部、市民生活部の順 に進めてまいります。よろしくお願いをいたします。

それでは、総務部・危機管理部の審査に入ります。まず初めに、塩谷総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。塩谷総務部長。

- ○塩谷範夫総務部長 総務部の塩谷でございます。本日は、総務企画委員会、よろしくお願い申し上げます。本日の委員会は、先般6月16日の委員会で御説明申し上げました議案7件につきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。
- ◆吉野恭介委員長 それでは、早速、議案審査に入ります。審査に先立ちまして申し上げます。 質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いをいたし ます。

議案第82号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分(質疑・討論・採決)

- ◆吉野恭介委員長 それでは、議案第82号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会 の所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。坂根委員。
- ◆坂根政代委員 事業別概要書の 12 ページ、防災行政無線整備事業費についてお伺いいたします。事業の内容で、Jアラートの受信機の更新及び連携機器の適応改修と書いてあります。この内訳を教えてください。
- **◆吉野恭介委員長** 田川課長。

- **〇田川新一危機管理課長** 危機管理課、田川でございます。事業費の内訳ということでよろしかったでしょうか。
- ◆坂根政代委員 はい。
- ○田川新一危機管理課長 では、説明をさせていただきます。まず、Jアラートの受信機の交換に要する経費といたしまして460万円、また、これに関連して、操作用のデスクトップパソコンの交換が25万円、同じく、Jアラート受信機の交換に関します、設定でありますとか社内試験調整費として85万円、そのほか、現地、これは、鳥取市のほうの本庁舎であったり、各支所の遠隔制御装置などでございますが、こういったところの現地試験調整費で150万円、あと、これに、Jアラートに関連します防災無線以外にも、防災アプリであったり、防災ラジオであったり、今いろんな情報を多重化ということで使っておりまして、そういった関連システムのサーバー改修、これが880万円、その他諸経費、消費税等が280万円で、合計が、こちら記載の1,890万円となっております。以上でございます。
- **◆吉野恭介委員長** 坂根委員。
- ◆坂根政代委員 ありがとうございました。もう一つ関連で質問です。消防庁より、今後サポートが終了するというような連絡があって、このたびのこういう改善になってるわけですが、このサポートの終了というのは、例えば何年に1回とか、そういう形であるものなのかどうなのか教えてください。
- **◆吉野恭介委員長** 田川課長。
- ○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。サポートの期間がどれくらいかというところですけども、具体的に何年ということが定まっているものではございませんが、御参考までに、現行システムにつきましては、平成30年に全国一斉に整備したものでございまして、こういったものが7年以上を経過して、構成部品の老朽化であったり、故障件数も増加していること、また、この部品もなくなってきたりというようなこと、そういったことと含めて、今回、国のほうでも、防災気象情報の変更、細区分、細かい区分で発信したりというようなことを今後予定しておられまして、そういった新しい区分の情報発信に対応できる機器をというようなことで、このたび受信機器の更新ということに、全国一斉に取り組むこととされたものです。以上です。
- **◆吉野恭介委員長** 伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 ちょっと私も、その防災行政無線整備事業費についてなんですけれども、 消防庁のほうから通知があったっていうことなんですけど、令和5年の7月に、消防庁のほう が、このJアラートの更新についての情報提供っていうことで、令和5年には、次期受信機の ソフトだとかハードだとかのその要件をつくりますと。令和6年度には、各メーカーがその次 期受信機を開発しますと。令和7年度には、各メーカーから次期受信機が販売開始だと、そう いう通知が、令和5年7月に出されてるんですけれども、今回、その当初予算じゃなくて、こ の6月補正にこれが上がってきたというのは、消防庁のほうから一番直近で通知が来たのはい つでしょうか。
- **◆吉野恭介委員長** 田川課長。

- ○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。直近の消防庁からの通知といたしましては、令和7年の1月7日でございまして、先ほど委員のほうからおっしゃられました、令和5年の7月が一番最初の通知になりますが、具体的に、Jアラートの受信機が準備できる見通しが立ったというようなことや、あと、財政措置についてなども含めて、改めて、それを踏まえて、全国で受信機の整備をというようなことで通知が来たのが、この1月7日でございます。そういったことで、当初予算にはちょっと間に合わないタイミングでございまして、この直近の議会でということで、このたび補正予算を上程させていただいたところです。以上です。
- ◆吉野恭介委員長 いいですか。そのほか関連がありますか。じゃあ、その他の事業で構いませんので、質疑お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

(「はい、なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第82号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する 部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第88号鳥取市税条例の一部改正について(質疑・討論・採決)

- ◆吉野恭介委員長 引き続き、議案第88号鳥取市税条例の一部改正について質疑を行います。質 疑のある方は、挙手をお願いいたします。坂根委員。
- ◆坂根政代委員 6月の16日に頂いた資料2に基づいて質問をさせていただきます。15ページです。15ページの改正内容の2の(3)のところです。そこの2行目~3行目に関わってのことです。当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においてもと、こういう表現があります。この場合の対応は、どのように対応されるのか教えてください。
- ◆吉野恭介委員長 坂根委員、今のはちょっと議案が違うと。
- ◆坂根政代委員 失礼しました。98 号でした。申し訳ありません。
- ◆吉野恭介委員長 98 号ですよね。そのほか質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第88号鳥取市税条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 89 号鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一 部改正について (質疑・討論・採決)

- ◆吉野恭介委員長 続いて、議案第89号鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税 免除に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。 伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 すみません、これ、また3年延長ということなんですけれども、だから、 今のが令和4年・5年・6年だと思うんですけど、これ、固定資産税の免除っていうのが3年 間だけだというふうにちょっと認識してるんですけど、それで合ってますかね。
- **◆吉野恭介委員長** 雁長課長。
- ○雁長 徹固定資産税課長 減免期間でございますが、新たに、固定資産税を課税することになった年度から3年度分ということでございます。このたび、令和10年3月31日までと改めるということになりますので、この1月~3月までに取得した分は、令和10年のですね、これは、11年度の課税になります。ですので、最終年度は、11、12、13、13年度が最終になるかなというところでございます。以上でございます。
- **◆吉野恭介委員長** 伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 だから、一応、その3年間の間に、初めて新たに固定資産税がかかる年度 が含まれていれば、それ以降、延長はなくても減免される、免除されるっていうことですよね。
- ◆吉野恭介委員長 雁長課長。
- **〇雁長 徹固定資産税課長** 委員おっしゃるとおりでございます。
- **◆吉野恭介委員長** 伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 ちなみに、今、鳥取市内で、これを対象になっている件数って、どれだけですか。
- **◆吉野恭介委員長** 雁長課長。
- **○雁長 徹固定資産税課長** 固定資産税課、雁長です。現在、鳥取市内で対象になっているのは 1事業所でございます。以上です。
- **◆吉野恭介委員長** 伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 だから、今現在対象になってる1事業所は、最初から含めて3年間は免除 になるから、このたび3年間の延長っていうのは、新たなところに向けてというか、そういう ことになるわけですよね。
- **◆吉野恭介委員長** 雁長課長。
- **○雁長 徹固定資産税課長** 固定資産税課、雁長です。委員おっしゃるとおりでございます。現在、既に受けている事業所も、例えば、この期間に、新たに条件に合致するような資産を取得

した場合については、その分については対象になるということでございます。今のものが全て 対象にならないというわけではございません。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第89号鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する 条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第93号財産の取得について(質疑・討論・採決)

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第93号財産の取得についての質疑を行います。質疑のある方は 挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結します。 討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第93号財産の取得についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第94号財産の取得について(質疑・討論・採決)

◆吉野恭介委員長 続けて、議案第94号財産の取得についての質疑を行います。質疑のある方は 挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第94号財産の取得についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第97号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分(質疑・討論・採 決)

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第97号専決処分事項の報告及び承認について、所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第97号専決処分事項の報告及び承認について、所管に属する部分の採決をいたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

議案第98号専決処分事項の報告及び承認について(質疑・討論・採決)

- ◆吉野恭介委員長 続けて、議案第 98 号専決処分事項の報告及び承認についての質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。坂根委員。
- ◆坂根政代委員 先ほどは失礼いたしました。もう一度繰り返します。6月 16 日に頂きました資料2の 15 ページ、それの2の改正の内容の(3)、ここにですね、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても適用できることとしますと、こうあります。この申告書の提出がなかったということを、いつの判断で、どういうふうに対処するのか教えてください。
- **◆吉野恭介委員長** 中島局長。
- ○中島辰哉税務・債権管理局長兼市民税課長 市民税課、中島です。いつの時点でなかったかということ、減額申告書がなかった場合に、こちらの改正の趣旨については、これまで、区分所有マンションですので、いわゆる分譲マンションで、建物全体の改修が行われた場合に、一棟一棟の、一戸一戸の所有者の方が申請してっていうことが要件になってたんですけれども、減額措置、通常所有者の皆様が適合してくるものと思われますので、所有者の合意につながるようにっていうような意図で、全体で、組合のほうで意思表示されてっていうことで、そういった場合には、管理者のほうから提出があってっていうことで、減額措置の要件に認められる場合はということで、個々の所有者からの申請を省けるようになったという、そういった趣旨でございます。
- **◆吉野恭介委員長** 坂根委員。
- ◆坂根政代委員 ありがとうございました。理解できました。
- ◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第98号専決処分事項の報告及び承認についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は承認すべきものと決定されました。

続けて、陳情審査に入りますが、陳情審査は、委員のみで質疑、討論、採決を行います。執行 部の皆さんは御退室ください。ありがとうございました。

令和7年陳情第7号裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情(質疑・討論・採決)

◆吉野恭介委員長 それでは、陳情審査に入ります。令和7年陳情第7号裏金問題の徹底解明と パーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情について、 委員の皆様から質疑、意見、お願いしますが、前半の委員会の中で出てきた意見を、少し報告 をさせていただきます。我々議員にとっても影響のある陳情かと思います。

1つ目、自民党1党だけに徹底解明を求めるっていう陳情書になっているということで、これは、自民党だけではなくって、全政党にわたって求めるものではないかと、1政党だけに、また、1政党だけに意見書を出すことにも違和感があるということ。裏金問題と企業・団体献金は切り離して考えるべきだと、陳情書の1項目と2項目めの話ですね、という意見がありました。また、セットだから意味がある、逆にセットだから意味があるんだというふうな意見もありました。長年にわたって「政治とカネ」の問題があって、政党助成金ができた経緯があると、企業献金が温存されてきたんだと、そしてパーティー金が抜け道となって、裏金づくりの温床となってきたんだという御意見がありました。残念ながら、政治にはお金がかかって、団体献金が政治をゆがめているというのは違っているのではないか、決してそうではないのではないかと、入りと出を明らかにする、透明性のある、透明性を確保すればよいのではないかということがありました。陳情書の中の無反省、自民党は無反省という言葉が出てきておりますが、そういうことでは決してないという意見がありました。あと、対策として、その透明性を確保する、その監査を確認、確保するための第三者委員会を設けているだとか、将来的な廃止をにらんで政治資金の規制をかけていってる現在だということで、現在の努力も認めるべきではないかというような御意見も、前半の委員会ではありました。

そういった前半の意見に踏まえてでも構いません。また新たな御意見でも構いませんので、 皆様から御意見をいただきたいと思います。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 私が事務局に確認をお願いして、それも保留になっていると思うので、過去に、 鳥取市議会が1政党に対して意見書を出したことがあるのかどうなのか、実績を確認させてく ださい。

- ◆吉野恭介委員長 事務局、谷島さん。
- **〇谷島孝子市議会事務局議事係長** 雲坂委員さんの回答ですけれども、そのような実績はございません。以上です。
- ◆吉野恭介委員長 雲坂委員。
- ◆雲坂 衛委員 ありがとうございます。これまで出したことがないということが確認できまし た。

あと、もう一つですね、先ほど委員長から整理してありましたけれども、もう一つ、私が言ったことが、岩美町議会の不採択理由も参考にすべきだと、企業・団体献金については、政治資金の収支の透明性を高めることが必要であると。もう一つ、企業・団体の活動を、また制限すべきではないということですね、いうことで不採択。もうちょっと続きがあるんですけど、また、国民の中でも議論が煮詰まっていないという、こういう2つの文章から成り立った不採択理由の結果が提示されていた直後だったので、これも参考にして、議論すべきじゃないかと御提案申し上げました。私は、その団体の活動ですね、そういった意味で、先ほど言った1政党である不公平感が拭えないということと、岩美町のように、団体の活動までですね、政治活動を、献金活動ですね、政治の資金の活動を止めて、個人だけの献金にするということは制限があるので、やり過ぎではないかと思うので、これは反対と、考えを変えずに、同じ理由で思います。

また、あの委員会、前回の委員会が終わってから思ったのは、そうはいっても、自民党の裏金問題はくすぶったままで、各政党とも気をつけていかない、政治の大きな金、自民党だけではなくてですね、公党十何党ある中で、これは気にしていかない中で、国民の監視の目として、そういった贈収賄であったり、共謀罪、外国人も含めてですね、共謀罪が、ちゃんと日本人としての自主権を守るためにも、国民が監視の目を持っていかないといけないので、ちゃんと告訴をするですね、そういったような知識、3か月以内とか、いろいろ要件がありますので、そういった意味でも、国民の周知も必要じゃないかなと、ふと思いました。これは感想ですけれども、理由としては、さっきの2つ、不公平感と岩美町の団体活動の制限につながるので、これはよろしくないのかなと思います。以上です。

- ◆吉野恭介委員長 そのほか御意見。星見委員。
- ◆星見健蔵委員 この陳情書の中身を見させていただくと、この政治資金パーティーとかについてですね、自民党だけを名指しした言われ方がされとるわけだけども、政治資金パーティーは、自民党以外の政党も、これまでずっとやってこられた経緯がありますし、私は、この間も、そういった中でですね、やはり自民党だけを名指しして、この陳情書を出すということじゃなしに、全ての政党で、今、こういった問題に対して、どう一番国民に納得していただけることになるのかという協議が継続して行えとるところであります。

それで、この間も、意見陳述会を初めて開かせていただいて、その提出者のほうからの話にもありました、パーティー券そのものが悪いわけではないという話の中で、やはり高額だということが、やっぱりそういった指摘をされたところであります。会場の使用料とかですね、非常に高い地域なんかもあるわけですし、2万円が高いのか安いのかという、私も、そんな2万

円も出すようなパーティーに出たことがありませんし、大概出ても、払っても 2,000 円か 3,000 円でっていうことがほとんどですけども、そういったパーティーそのものの、やっぱり金額云々っていうのは、場所の使用料であったり、飲食を多少絡ませたりというようなことが多いということで、2万円っていうのが必要なのかなということも、中にはあるかも分からんですけども、その辺のことも、前回も言いましたけど、やはり、あくまでも入りと出をきちんと、一円たりとも明確に記載をするということ、これがなされてなかったということが、やはり結局、裏金というような形で指摘をされとるところであります。

それで、前回も言ったですけども、やはり第三監査に関するですね、第三機関の設置をすること、それから政党交付金の交付停止など、制度創設などを、政治資金改革に取り組むということで臨んでおるところであります。

それから、その政治団体のそういった寄附が政治をゆがめると、私は一口に言えるものではないというふうに思います。やはり国会議員の方々の政治活動というものがですね、やはり事務所を確保して職員を雇ったり、非常に多額の金が要るというようなこともありますしですね、やはり、そういった団体献金が政治をゆがめておるというようなことには、私は、一口では言うべきものではないというふう思っておりますので、やはり、あくまでも団体献金であろうと、パーティー券であろうと、あくまでも入りと出をきちんと明確にして記載をするということで、全ての国会議員が臨むということが言えるんじゃないかなというふうに思います。

ということで、この自民党だけを名指しした、この陳情書に関しては、私は、賛成はしかねます。

- ◆吉野恭介委員長 前回の委員会で言われた御意見であっても、今回、しっかりもう一度、確認 をさせていただきたいと思いますので、御意見を言っていただきたいと思います。坂根委員。
- ◆坂根政代委員 皆さんの意見を聴いてたら、その自民党1党ではないというような、こういう 意見もありましたし、不公平感があるじゃないかと、そういう部分でいうとね、そういうふう な提案だったと思います。

ただ、趣旨としまして、私は、やはりこの意見に、賛成をしたいというふうに思っております。それはなぜかといいますと、私の思いですけれど、1つは、やはり、なかなか、じゃあこの裏金問題の、なぜこうなってきてるのか、どこに原因があったのか、この全容が明らかになっていない、こんなことが、やはり私たち市民に、いろんな憶測含めてですね、育んでいる、その原因解明がないのに、しっかりした対策は打てないのではないか、そういう意見を持っております。

もう一つは、やはり、国を引っ張る、やはり自民党という、こういう党ですから、そこをしっかり示していただくほうが、きちんと、他の党も含めてですね、しっかりそのことをきちんと徹底できていくのではないか、私は、そういう思いも込めて、ぜひ、この意見の趣旨に賛同したいなというふうには思っております。ただ、文面審査だからと、こういうところがあるかもしれませんけど、趣旨賛同ということはいけるのではないかなと思ってるところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 あくまで趣旨採択はしませんので御承知ください。そのほか御意見あります

か。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 自民党だけを名指しという御意見があるんですけれども、そもそも裏金問題は、自民党のパーティー券の中抜きとか、そういったことで出てきた問題ですので、これは自民党だと思います。それ以外にないと思います。

それから、だから、陳情事項の1つ目の、そこは、本当に自民党ということを入れているのは、やはりもう当然だと思いますし、あと、先ほど坂根委員も言われましたけれども、いまだに真相解明はできていません。やっぱり徹底的に、なぜこういうことが、長年にわたってやられてきたのかっていうことが解明されない限りは、本当に対策もあったもんじゃあないと思いますので、この陳情されてる1つ目については、本当にそうだなと私も思います。

それから、2つ目の陳情事項についてですけれども、この企業・団体献金っていうのは、あくまで企業や団体がする献金であって、個人ではないわけですよね。個人は、どこにカンパしようが、もうそれは自由ですから、自分の思うところにしたり、やらなかったり、そういう自由は、私は保障されてると思います。けれども、企業・団体っていうのは、企業にしても、たくさんの人が働いているにもかかわらず、特定の政党に、企業として献金をしていくっていうのは、それは、やっぱりおかしな話で、やっぱり政治が献金によってゆがめられてきてるっていうのは、これは、恐らくもう大方の国民は、そんなふうに思ってると思うんですよね。経団連が政党の通知表をつけていたりとか、あと、自民党が出やあしたことがありましたね、野党になったとき。そうしたら、野党になって、それで、また与党に再び戻ったときに、その自民党への献金がね、野党に落ちる前の水準に戻ったっていう報道もあったぐらいですから、やはり企業も、見返りを期待しながら、献金をすると思いますので、これは、やっぱり政治をゆがめることになるというふうに思いますので、だから、この2つ目の書いてる項目も、やっぱり全面禁止の法整備っていうのは当然だなというふうに思いますので、私は、この陳情には、ぜひ皆さんも賛成していただきたいなと思います。以上です。

- ◆吉野恭介委員長 そのほか。上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 前回の委員会ではちょっと欠席したもので、大変申し訳ございませんでした。 今、前回の議論もちょっと聞かせていただきましたけれども、2月定例会に同様の、これは議 員提出議案が提出されて、最終的には、これは不採択になった。その折の討論で、公明党さん のほうからの討論だったんだけれども、要するに、透明性を確保していくべきであるというこ とが大前提であって、今回の国会においても、要するに、野党でも、この企業献金の反対、そ れについては割れてるところも、もちろんあるわけでしてね、結果としては、今定例会、今回 の国会のほうには審議ができなかったと、たしか継審だったかな、というような状況の中で、 我々が声高に、これは絶対禁止すべきだというようなことには多分ならんだろうというような ことです。

ですから、それぞれの市議会の会派もあり、あるいは議員の立場からして、必ずしも、その 企業・団体献金が駄目だというような考えにはなってないということが1点ということです。

それから、徹底解明については、今まで司直のほうで、本来これ、いわゆる告訴して、検察 庁なり裁判所のほうで、取り上げるか、取り上げないかということで、ある程度これは、方向 が一定の決着といいますか、それはついてるわけでありまして、あとは、道義的な責任をどういうふうに担保していくかというようなことで、これについては、その徹底解明ということが、国会での徹底解明っていうことになってくると、もう、これは多分限度があるというふうに思っております。引き続きされるのはされるということでいいんだけれども、私は、これをその国会の中で、これから、なら徹底解明するって、何をするんかということになってくると、大きなバリアがある、うん。例えば、その証人喚問等々というような話になってくると、これ全党一致でないと証人喚問できないというような話もありますんでね。だから、いずれにしても、この徹底解明、それから、企業・団体献金の禁止については、これについては、私は反対するものであります。以上です。

- ◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。浅野委員。
- ◆浅野博文委員 前回、お話ししたとおりなんですけども、この裏金問題は、そもそも政治資金パーティーの不透明なお金の流れから起きたことが、一番大きな原因だと思います。国のほうでも、透明性の確保と連座制とかの強化、そういったことも含めて、そこの政治資金規正法の改正もなされております。それとは別に、企業・団体献金も、今国会では結論出てませんけども、専門家の意見も聴きながら、今検討中ですし、この全てが悪というわけには、そういう話にはならないと思います。

先ほど、雲坂委員のほうからも、岩美町議会の不採択理由も、これが端的に理由を表してる んじゃないかと思いますし、星見委員が詳しく言われましたけども、そういったことも含めて、 この陳情には、賛同はできないと考えています。

- ◆吉野恭介委員長 そのほかよろしいですか。じゃあ、質疑を終結したいと思います。 討論はございますか。伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 私は、この陳情に対しては、賛成の立場で討論します。陳情事項1・2については、本当に徹底解明は、私は必要だと思いますし、それから、企業・団体献金、これは、パーティー券を含むもの、表題にありますけれども、全面禁止が必要だと思います。意見の中で、透明性ということが何度か言われました。この透明性を高めることが必要だと。昨年の6月の国会で、政治資金規正法の一部を改正する法律案が通りました。これは、自民党がですね、透明性を高めると言って出してきたものなんですけれども、その中で、収支報告書の要旨、この要旨っていうのは、寄附者の名前、寄附額、項目ごとの収入・支出額など、その収支報告書の根幹部分と言われてるところですけれども、これの作成と公開義務を削除されています。収支報告書の公開3年後には、政治資金の流れが全く見えなくなってしまうんですね。その透明性、透明性と言いながら、そういった法律を昨年通してるわけで、何かその、全然、何が透明性なんだろうかなというふうにも思います。

それで、やはりこの陳情で言われているこの2つのこと、これが、本当に大事な、もうことだと思いますので、私は、この陳情に賛成したいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 事務局に確認します。先ほど、質疑、御意見を求めたときに、賛成討論の、 賛成・反対だということも意思示されておられますので、改めて、ここの討論の場で求めたほ うがよろしいですか。

- ○谷島孝子市議会事務局議事係長 特にそのようなことはないです。
- ◆吉野恭介委員長 分かりました。雲坂委員。
- ◆雲坂 衛委員 私は、反対の立場で討論いたします。先ほども述べたとおり、本市議会が、1 政党に対して、特に選挙前ですけれども、今回の陳情者が求めているものを出すということは、不公平感があるので、反対ということと、もう一つは、団体献金まで規制すべきではないという、岩美町のを参考にしても、既存、先ほど新しくですね、活動していこうという方にとって、新しいグループをつくって団体献金を募っていくということに対しても、これ規制がかかってくる懸念もありますので、そういった活動も制限すべきではない、この2つですけれども、もう一つ、先ほど感想で言いました、贈収賄であったり、共謀罪であったり、取締りをしっかりしていけば、正しい警察権力の運用というところまで、今後は、より求められてくる、必要性が高まってくるんだろうなと思っております。

1、2、3、3つ述べましたけれども、以上の理由で、この陳情に対して、反対いたします。

◆吉野恭介委員長 じゃあ、先ほどの意見、質疑、意見の中でも述べていただいたことと併せて、 これより採決に入りたいと思います。令和7年陳情第7号裏金問題の徹底解明とパーティー券 購入を含む企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情を採決いたします。本陳 情の採択に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

- ◆吉野恭介委員長 挙手少数でございます。少数と認め、本陳情は、不採択と決定いたしました。 それでは、不採択の理由の確認をさせていただきます。るる、意見の中でも出てきました、 国の動きであるとか、今、雲坂委員から出ました公平性、1 政党に対して不公平感があるので はないか、団体献金まで規制すべきではないか、法律にのっとって、警察がきちんと権力を発 揮してくれたらいいではないかみたいなこと、あと、透明性の発揮であるとかっていったよう なことを整理をして、不採択理由の文言はまとめたいと思いますが、よろしいですか。坂根委 員。
- ◆坂根政代委員 先ほどの雲坂委員の、今後の警察権力の、権力というか、警察の取締りであるとか、国民への周知の問題というのが出されましたけど、それは、また別問題だと思っておりますので、そこは、私は、不採択の理由にならないと思ってます。以上です。
- ◆吉野恭介委員長 そのほか皆さん、御意見がありますか。上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 そういった意見があるわけだから、不採択理由の中には、それは取り上げない ということで、いいんじゃないですか。
- ◆吉野恭介委員長 じゃあ、また、委員長・副委員長、事務局のほうで文言も取りまとめますので、また提示させてもらいたいと思います。

それでは、これで総務部・危機管理部を終わりたいと思います。

【企画推進部】

- ◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。
- () おはようございます。

- ◆吉野恭介委員長 それでは、企画推進部の審査に入りたいと思います。 まず初めに、河口企画推進部長に御挨拶をいただきたいと思います。河口企画推進部長。
- ○河口正博企画推進部長 企画推進部長の河口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、前回6月16日の総務企画委員会で御説明をさせていただきました議案、これ2件でございますが、こちらの御審議をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

なお、答弁、それから説明につきましては、簡潔明瞭に努めさせていただきたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 それでは、早速、議案審査に入ります。部長にも言っていただきました。質 疑及び説明、答弁は、簡潔にお願いをいたします。

議案第82号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分(質疑・討論・採決)

- ◆吉野恭介委員長 それでは、議案第82号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会 の所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 すみません。事業別概要書の13ページの下段の市民会館への収入補塡なんですけれども、この金額の、積算の考え方を教えてください。
- **◆吉野恭介委員長** 中村課長。
- ○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。積算方法でございますが、工事のほうが、令和6年の10月からスタートしております。その6年度の使用料が固まりましたので、その6か月分の使用料に対しまして、市民会館のほうが指定管理施設でございますので、その指定管理期間が、6年度からスタートいたしております。指定管理期間は5年間でございますので、前の期の指定管理期間の、令和元年度~令和5年度までの同一の月数、10月~3月までの平均と比較いたしまして、その相差分を補塡させていただいたものでございます。
- ◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか。星見委員。
- ◆星見健蔵委員 これに関連してですけども、令和元年から5年までのっていう話、それで、6年度のその今、22万何がしが、その補塡をしていく金額ということですね。それで、コロナ禍の中での利用が減少しとるということは、もうこれは、明確な事実であります。その当時も、やはり、これまでも人件費等も補塡をしてきた経緯があるわけですが、それで、その5年に、インフルエンザ並みのですね、そういった対応がなされてきておる状況で、今もう、先週も0.84かぐらいですね、鳥取が。それで、全国的に下がってはおる状況の中で、やはりコロナ禍以前とは、もうがらっと人の動きも変わってきとると思うんですが、1件だけちょっとお伺いしたいのは、コロナ禍以前からの、その利用率が、どの程度まで回復してきておるのか、その点をお聞かせください。
- **◆吉野恭介委員長** 中村課長。
- ○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。ちょっと今現在、利用率は持ち合わせておりませんが、利用料金のほうの数字は持ち合わせておりまして、令和元年の市民会館の利用料金が約600万ということで、その以降、コロナ禍でやっていってるという状況であるんですけども、令和6年度は回復いたしまして、440万ぐらいの回復がなされております。一番少なかった

令和3年度の利用料金は、370万ぐらいまで落ち込んだということで、令和元年の600万から、370万まで令和3年度で落ち込んで、令和6年度で440万ぐらい、今で回復しているというような利用料金でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。質疑なしと認め、質疑を終結します。 討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第82号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する 部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第97号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分(質疑・討論・採 決)

◆吉野恭介委員長 続けて、議案第 97 号専決処分事項の報告及び承認についての質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第97号専決処分事項の報告及び承認について、所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は承認すべきものと決定されました。

それでは、これで企画推進部を終わります。執行部の皆さん、御退室ください。ありがとう ございました。

【その他】

委員会視察報告書について

◆吉野恭介委員長 市民生活部は午後からとなっておりますので、それまでに、その他の項を確認させてもらいたいと思います。まず1点は、委員会視察報告についてであります。先回、皆さんから視察報告を出していただいて、それをまとめさせてもらったものが配られていると思います。そのとおり、議長のほうに提出してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 じゃあ、これで、提出をさせていただきます。あと、議会だよりの原稿を、 また1枚、皆さんのほうに配らせてもらっとると思います。文面と掲載の写真ですね、このと おりでよろしいのか、御意見を伺えればと思います。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 浜松市の視察の例でありました。問題がないということで、よろしいですか ね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ◆吉野恭介委員長 そのほか、皆様から、何かありますか。ございませんか。大丈夫ですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
- ◆吉野恭介委員長 なければ、以上で総務企画委員会を終了します。お疲れさまでした。

午前 10 時 55 分 休憩 午後 0 時 56 分 再開

【市民生活部】

- ◆吉野恭介委員長 皆さん、こんにちは。
- () こんにちは。
- ◆吉野恭介委員長 総務企画委員会を再開いたします。市民生活部に入ります。 まず初めに、谷口市民生活部長に御挨拶をいただきたいと思います。谷口市民生活部長。
- **〇谷口恭子市民生活部長** 市民生活部、谷口でございます。まず、本日の委員会で御審議いたただきますのは、先日6月16日に御説明申し上げました、議案第82号~議案第97号まで、7件となっております。

それから、報告事項が1件ございます。鳥取駅北口の屋外喫煙所のパーティション設置につきまして、JT鳥取支社から無償譲渡を受けましたので、報告をさせていただくものでございます。

答弁に当たりまして、簡潔明瞭に努めてまいりたいと思います。御審議のほど、どうぞよろ しくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

それでは、早速、議案審査に入ります。部長も言われましたが、審査に先立ちまして申し上 げたいと思います。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきようお願いします。執行部及び 委員の皆様にお願いをしておきます。

議案第 82 号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分(質疑・討論・採決)

- ◆吉野恭介委員長 それでは、議案第82号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会 の所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。雲坂委員。
- ◆雲坂 衛委員 神谷清掃工場解体工事費、事業別概要でいくと、16ページ上段ですけども、ここの、先日の議場での質問でもありましたけれども、改めて、説明資料も、資料1の6ページ・7ページですけれども、7ページの増額要因①、②、③ありますけれども、ここの内訳を改めて教えていただけますでしょうか。

- **◆吉野恭介委員長** 山根環境局長。
- 〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長 内訳ということで、今、雲坂議員から質問がございましたけれども、この要因①、要因②、要因③のですね、概ねの割合をお伝えさせていただいたと思います。要因①の特異な立地条件に対する工法の変更は約75%で、要因②の物価高等、また人件費、燃料費、材料費等に係るものが、約20%、施設内の貯留水の処理についてが約5%でございます。
- **◆吉野恭介委員長** 雲坂委員。
- ◆雲坂 衛委員 特に、要因①の約75%、ここの金額の内訳ですね、どのような積算方法があったのか、ここの増額の妥当性を判断するための、この理由を教えてください。
- **◆吉野恭介委員長** 山根局長。
- 〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長 今回の、要因①に係ります、増額いたします6億8,749万4,000円のうち、その工事費の部分に当たる部分が、5億2,745万円ということでございます。以上でございます。
- ◆吉野恭介委員長 雲坂委員。
- ◆雲坂 衛委員 今、金額だけのお答えでしたけれども、その金額をどのように算出をしたのか、 積算をしたのか、インターネットで検索をして、オールケーシング工法とかですね、様々出て いたんですけれども、こういった項目を入れてくださいっていうようなことがあったり、積算 ソフトをいろいろ使われてると思いますけれども、なかなか中身までっていうのはあれかもし れませんけど、大体の、この1回当たり幾らとかですね、この妥当性を判断する、何と比較し て、どういう種類を検討されて、こう 200回、約 200回のボーリング工事に対しての金額を積 算されたか、どういうものがあって、これが妥当だと思ってこうしたのか、委員会の中で、この 増額金額が妥当だと判断できる、例えば、これが債務負担行為にも関わってくるので、この 金額が高ければ、それを見て、上振れするというかですね、公金の無駄遣いにならないように という、日経の記事も、いろいろ拝見したりしながら、ただ、不落札にはなってはいけないと いう思いも、いろいろあったと思いますけれども、そういった背景も含めて、どういったこと を思案されて、ここの金額をつくられてきたのか、金額の積算の方法・種類ですね、検討され たのと、さっきの、この様々な背景でですね、心配されてるような背景を教えていただきたい と思います。
- ◆吉野恭介委員長 山根局長。
- 〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。具体的な数値等は、基本的に、今回増額させていただきましたのは、当初、約15億円で予算計上していました。実際に、今回、積算を進めていく上で、工法を変えなければならない状況の中で、見積りに新たに加えた工法、例えば、オールケーシング工法、これについてどうかというような声もありました。この工法では、ボーリングを約200本程度打つという説明をしたと思いますが、1回当たりのボーリングにかかる経費は、約240万円程度と伺っております。この工法にかかる金額は、4億8,000万円程度と想定されるものでございます。そういった見積り等を踏まえまして、平均的な数値ということで、今回計上させていただいたところでございます。

- **◆吉野恭介委員長** 雲坂委員。
- ◆雲坂 衛委員 何者か見積りを取られて、その平均だということで。

もう一つ聞いて、事前に聞き取りした中で、この国の予算の兼ね合いで、着工が3月までじゃないといけないということも、事前にお伺いしてるんですけれども、さっき2つ聞いた、2つ目の背景ですね、そういったところも御回答いただけますでしょうか。

- **◆吉野恭介委員長** 山根局長。
- 〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。実際、循環型社会形成推進交付金、これが工事費の3分の1を充てられる交付金でございます。これは、リンピアいなばの建設に充当された交付金ですが、取り壊す旧施設も対象となるものです。この交付金の対象となるためには、令和8年3月31日までに着工しないといけないということが、要件にあるものですから、早急に着工に向かわなければならないという使命を持っています。昨年の6月頃から始めております設計で明らかになったため、増額させていただく、今回補正をさせていただくというものです。以上でございます。
- **◆吉野恭介委員長** 雲坂委員。
- ◆雲坂 衛委員 ありがとうございます。国のこの3分の1のこの資金のためにも、3月末には 着工しないといけないし、そういった不落札があってはいけないという中で、大変な御苦労を されてるんだと思います。ただ一方で、この金額が妥当かどうかも確認しないといけないので、 高過ぎるために、公金の無駄遣いになってはいけないというところを、先ほど確認させていた だきましたけれども、数者取って、その平均だということで、それも確認させていただきまし た。この、何て聞こうかな。
- ◆吉野恭介委員長 雲坂委員。簡潔にお願いします。
- ◆雲坂 衛委員 そうですね、はい。いろんなその方法がある中で、今回、性能発注方式ですね、いろんなのある中で、これを決定された経緯、教えていただけますか。いつ、もう最初からこれで、一本で決めていたのか、それとも、最低落札価格の方法とか、いろいろデメリット・メリットありますけれども、そういったところを踏まえて、担当課が違うというようなことかもしれませんけれども、分かる範囲で教えていただけますでしょうか。
- **◆吉野恭介委員長** 山根局長。
- ○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 性能発注方式でやっておりますけれども、これについては、特にどの方式でやるかという部分では、基本的にはどういう工法を取るのか落札業者様が決められることになります。今回、説明させていただいたとおり、神谷清掃工場が谷あいにあり、通常のやり方では、もともと算出していた工法ではできないということから、オールケーシング工法や土留め工法などを当初予定していた工事に加え、必要な金額だということで、このたび計上させていただいています。以上でございます。
- ◆吉野恭介委員長 雲坂委員。
- ◆雲坂 衛委員 性能発注方式ということには決まってないということですか。
- ◆吉野恭介委員長 山根局長。
- **〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長** 性能発注方式で行うこととしております。以上でござい

ます。

- ◆吉野恭介委員長 雲坂委員。
- ◆雲坂 衛委員 その性能発注方式に決まった経緯、なぜ、それにしたのかっていうことを聞いて。もう一つ、実は用意していて、今回の増額ですね、いろいろつくった内容のものが、工事にどこまで条件で縛りがあるのかっていうのも、次、聞こうとしてたんですけど、前の回答で、それは聞いたので、事業者によって、その工法が変わるかもしれないっていうのは、先ほど回答の中で、聞いてはいなかったんですけれども、回答に入っていたので。ただ、先ほど聞いたのは、性能発注方式が、いつ、どのように比較されて決まったのかっていうようなことを聞いたんですね。いろんな方式がある中、なぜ今回、ここにしたのかっていうところですね。
- **◆吉野恭介委員長** 山根局長。
- 〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長 性能発注方式につきましては、今回の事業自体が、通常 の工事と異なり、清掃工場の解体ということで、かなり特殊な工事になります。建築する際に、 それぞれの業者が特殊な工法をされていたり、企業によって、様々な特許を使われていうよう な形で建築された施設等でございますので、今回は、そのような事情から、この発注方式にす ることとしたものでございます。
- ◆吉野恭介委員長 池原課長補佐。
- ○池原洋右生活環境課課長補佐 生活環境課、池原です。補足をさせていただきます。今回、性能発注方式になった経過ですけれども、もともとは、鳥取市の技師が設計した方が適正な価格が出るのではないかと、担当課としては思っておりました。先ほど局長からありましたとおり、特殊な仕様でございまして、ダイオキシン等がたくさん含まれているような施設で、普通の体育館であるとか、庁舎であるとか、そういったものとは設計が違います。専門性があり対応できないことから、業者に設計を依頼しました。性能発注方式という、世間一般で廃棄物処理施設の解体に行われているやり方を採用したということになります。

本市は過去にも、八頭環境施設組合が使われておりました、河原町の旧施設におきましても、性能発注方式で解体工事を実施しております。以上です。

- **◆吉野恭介委員長** 雲坂委員。
- ◆雲坂 衛委員 いつ、ただ最初は、市でやったほうがいいと思っていたけれども、進めていく うちに、専門業者のほうでやったほうがいいっていう回答でしたけれども、聞いたのは、いつ 頃のお話ですか。
- ◆吉野恭介委員長 池原課長補佐。
- ○池原洋右生活環境課課長補佐 生活環境課、池原です。こちらの工期ですが、令和8年の3月31日までに、工事に着工しなければならないという交付金の縛りがあるという説明があったかと思います。まず、そこに至るまでに、リンピアいなばがオープンしたのが令和5年度になります。当初、この循環型交付金は、新しい施設ができたら、2年以内に取壊しに入らないといけないというような交付金でした。この間にコロナが全国的に蔓延しまして、1年間延長が認められ、令和8年の3月31日までに期間を延ばしていただいたおかげで、鳥取市も解体工事に向かえることになりました。そのために、期間が短い間に、何とか工事に着工しなければなら

ない。施設の規模感で言いましたら、設計に1年以上かかるというような状況でしたので、令和5年のリンピアいなばが稼働し始めた頃から、性能発注方式でなければ間に合わないという状況でした。以上です。

- ◆吉野恭介委員長 雲坂委員。
- ◆雲坂 衛委員 よく分かりました。ありがとうございます。
- ◆吉野恭介委員長 よろしいですか。関連がございますか。坂根委員。
- ◆坂根政代委員 先ほどから、循環型交付金、これを活用するということでありましたし、併せて、この工事が対象になるかどうかということで、国に問い合わせたら対象になると、こういう話であったということをお聞きをしました。私が質問をしたいのは、国との話のときに、おおよそ、これぐらいのお金がかかる予定だとか、そういった話があったでしょうか。この質問の趣旨は何かと申しますと、大幅増額ですから、この大幅増額が、国に認められるのかどうなのか、ここがとても気になっておりますので、今質問させていただいています。以上です。
- **◆吉野恭介委員長** 山根局長。
- 〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。先ほどの御質問ですけれ ども、おっしゃるとおりで、循環型社会形成推進交付金を使う場合には、県を通して国と連携 を取りながら進めております。このままいけば、基本的に交付対象になると思います。もとも とこの交付金自体も決定は、内容を踏まえて最終的に決定されますが、今の予定では、恐らく 採用されると、問題はないかと思っております。以上でございます。
- **◆吉野恭介委員長** 坂根委員。
- ◆坂根政代委員 安心しました。かなり、これが認められなかったら、この施設そのものはですね、解体をして、きちんと安全性を保ってというところが必要な施設ですから、大事なところで、市の持ち出しがどれぐらいになるんだろうと、ちょっと心配しました。安心したところです。

もう一点ですが、今度は予算ではなくって、このたびのこの増額の要請の中に、立地条件の 問題やというところがあります。この立地条件の問題に気がついたのは、もうコンサルに任せ たところからだったでしょうか。お願いします。

- ◆吉野恭介委員長 山根局長。
- 〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。議員のおっしゃるとおりで、設計業者に委託して進める中で、実際に現場の様子を踏まえ、通常の解体方法では、なかなか難しいということが判明いたしました。当初の方法では、周りの土地所有者との契約などの交渉もあり、経費的にもかなり高騰することが判明したものです。以上でございます。
- ◆吉野恭介委員長 坂根委員。
- ◆坂根政代委員 分かりました。ただ、私がここで、とても、今後のことということなんですけれど、やはり、例えば専門技師ではない、専門家ではないと、鳥取市の技師さんではその算定ができないというか、そういう状況があったにしろ、その立地条件というところであると、本来は関係をしていただいて、予算の見積りだとか、こういう工事が必要だとか、本来そういったことができたんではないかというところをですね、ちょっと、ずっとこう思っておりまして、

その辺を、今回のことを機にしながら、やはり今後どうあるべきかという、こういうチェック 体制をつくっていくというか、そういったところをお願いをしたいなというふうに思ったもの ですから、これは意見ということでお願いをしたいと思います。以上です。

- ◆吉野恭介委員長 今後に向かっての意見ということでありました。そのほか、この事業について関連がありますか。伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 すみません。要因③のとこなんですけれども、どれぐらいの水の量がこう たまっているのか分かりますか。
- **◆吉野恭介委員長** 山根局長。
- **〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長** 環境局長の山根でございます。今、ピットにたまっている水の量は、約3,000トンでございます。以上でございます。
- **◆吉野恭介委員長** 伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 すみません。この要因③のこの施設内の貯留水の処理に係る予算っていうのは、当初予算のときには含まれていたのか、含まれていなかったのか。
- **◆吉野恭介委員長** 山根局長。
- **〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長** 環境局長の山根でございます。この貯留水の処理につきましては、含まれておりません。
- ◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 であるならば、こういう状況になってるっていうのが最初に分かったのは、 いつ頃でしょうか。
- **◆吉野恭介委員長** 山根局長。
- **〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長** 環境局長の山根でございます。この状況が把握できましたのが、昨年の12月頃でございます。
- ◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 昨年の12月ぐらいに分かって、そのときには、何ていうか、こう処理する のに相当な金額が必要だとか、そういうふうな認識はなかったのかっていうことと、あと、昨 年12月に分かったときに、3,000トンたまってたのか、その辺りはどうですか。
- ◆吉野恭介委員長 山根局長。
- 〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。12月の時点で、ピットのほうに、かなり水が溜まっていました。また、地下室にも、若干溜まっている状況が把握できました。それについても、もちろん、当初予算の中で泳げないのかという気持ちはありましたが、水量が冬場に増えておりまして、3,000トンぐらいとなりました。それまでに、天気を見計らって屋根の補修を職員で対応しましたが、やはり余り効果が出ていないような状況が実際あります。今現在そういう貯留水が溜まっている状況でございます。以上でございます。
- **◆吉野恭介委員長** 伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 分かりました。すみません、これね、入札に出しますけど、この水の処理 っていうのは、一括で出すんですか、それとも別なんですか。
- **◆吉野恭介委員長** 山根局長。

- **〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長** 環境局長の山根でございます。もちろん、水を抜いていかないと、解体工事に着手ということになりませんので、工事の初期段階で、水の処理をしようと考えております。また、解体時に結構水を使いますので、この水を活用していくことも含めた形で進めていくことになると思います。以上です。
- **◆吉野恭介委員長** 伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 だから、この水の処理をする業者と解体する業者は、同じなのか別なのか。
- **◆吉野恭介委員長** 山根局長。
- **〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長** 環境局長の山根でございます。この解体工事の中で、一括として契約をする予定としております。ですので、その入札事業者が行う形になります。以上でございます。
- ◆吉野恭介委員長 いいですか。そのほか、この事業についてありますか。じゃあ、ほかの事業 について質疑をお願いします。よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。これより、議案第82号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆**吉野恭介委員長** 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第86号令和7年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算(質疑・討論・採決)

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第86号令和7年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算の質疑を 行います。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終 結します。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第86号令和7年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者举手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第87号鳥取市自治基本条例の一部改正について(質疑・討論・採決)

◆吉野恭介委員長 続けて、議案第87号鳥取市自治基本条例の一部改正についての質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第87号鳥取市自治基本条例の一部改正について採決をいたします。本 案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第91号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について(質疑・討論・採決)

◆吉野恭介委員長 続けて、議案第91号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての 質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。質疑なしと認め、質 疑を終結します。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第91号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆**吉野恭介委員長** 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第92号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について(質疑・討論・採決)

◆吉野恭介委員長 続けて、議案第92号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についての質疑を 行います。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第92号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。 本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第96号調停の申立てについて(質疑・討論・採決)

- ◆吉野恭介委員長 続けて、議案第96号調停の申立てについての質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。星見委員。
- ◆星見健蔵委員 調停の申立てということで、これに関わる費用22万2,000円ということであり

ます。それで、まず最初にお聞きしたいのは、この鹿野城跡公園内にですね、ほかにも個人所有の土地があるのかないのか、その辺をお聞かせください。

- **◆吉野恭介委員長** 小林支所長。
- **〇小林克己鹿野町総合支所長** 鹿野町総合支所、小林です。この城跡公園内には、ほかにもう一件、民間、民地の所有の借地が1件ございます。以上です。
- **◆吉野恭介委員長** 星見委員。
- ◆星見健蔵委員 これ、そのもう一件あるというのも、同じように賃貸借権を交わしておられる と思うんですが、同じような条件なのかどうなのかをお聞かせください。
- **◆吉野恭介委員長** 小林支所長。
- **〇小林克己鹿野町総合支所長** 鹿野町総合支所、小林です。そのもう一件のほうは、条件は違います。今回の算出根拠を用いた額よりも、安価な契約となっております。以上です。
- ◆吉野恭介委員長 星見委員。
- ◆星見健蔵委員 そうなると、ちょっと何か聞かざるを得んようになってくるんだけど、同じような条件の下で、やはり賃貸借というのは結ぶべきだと思うわけですよね。立地場所が違うとか、そういういろいろと、場所にもよるし、それから広さとか、そういうことにもよって、料金の格差が生じておるというようなこともあると思うんですが、その辺のこともですね、公平性ということを考えればね、やっぱり2件とも、同じ条件の下での賃貸借料の支払いというのが、当然、課されるものだというふうに思うわけですが、その辺のところは問題が生じてないということで、安価で借りれとるということで、言うことはないわけですけども、そういったところも、やはり、いかがなものかなというふうに思います。

それから、次にですね、借地となっておる 380 平米、100 坪余りですよね。この面積に対して、これは農地ということでありますが、年間の固定資産税の課せられとる額と、それと、その土地に対する土地の評価額ですね、この辺をお聞かせください。

- **◆吉野恭介委員長** 小林支所長。
- **〇小林克己鹿野町総合支所長** 鹿野町総合支所、小林です。委員おっしゃるように、公平性というところは、我々も考えなくもないんですが、あくまでも土地所有者との交渉の結果での契約ですので、それぞれ少し、立地も当然違うんですけども、それぞれの交渉で契約を結ばせてもらってますので、多少、多少といいますか、条件が違うのは、やむを得ないかなと思ってるところです。

それから、固定資産税の件ですが、税額とか評価額については、こちら、ちょっと公表をできないということを、税務担当部署から伺っておりますので、具体的な数値は控えさせていただきます。以上です。

- ◆吉野恭介委員長 星見委員。
- ◆**星見健蔵委員** それを伏せるって、どういうことでしょうかね。農地で、鹿野の今その場所の 農地としての評価額、それから農地に対して固定資産税額って決まっとるんじゃないですか。
- **◆吉野恭介委員長** 小林支所長。
- **〇小林克己鹿野町総合支所長** 鹿野町総合支所、小林です。個人がお支払いされる税額について

は、個人情報になるということで、公表はできないということで伺っておりますが、鹿野町という地域の農地ですので、そう大きな金額ではないということです。以上です。

- **◆吉野恭介委員長** 星見委員。
- ◆**星見健蔵委員** 僅かだというふうに思うところであります。

それで、私が、なぜ固定資産税の額等で、もう一つその土地の評価額、これをなぜ聞いたかっていうのはね、やはり賃貸借料っていうのは、土地評価額の大体 10 分の 1 程度って言われておるじゃないですか。それで、今のこの賃貸借料がですね、金額が、それに、どの程度の割合のものを支払われておるかということが、聞きたかったもので、その土地の評価額というものが知りたかったということなんです。

- ◆吉野恭介委員長 星見委員、質問ですか。
- ◆星見健蔵委員 いや、まあ、言えんということなんで、うん、じゃあ、いいです。

それで、この平成7年度から原契約のですね、翌年度以降1年ごとに賃料の引上げを行った契約を締結してきておられるんですね、平成7年が7万1,400円で、令和6年度が20万1,000円ということで、この30年で、約3倍の賃貸借料の増額をずっと続けてきておられるわけですよね。それで、この平成7年~令和6年度までの、この間に支払われた賃貸借料の総額って分かりますか。

- **◆吉野恭介委員長** 小林支所長。
- **〇小林克己鹿野町総合支所長** 鹿野町総合支所、小林です。当初の契約、平成7年度の契約から、 昨年度末までの総額ですけども、391万3,315円です。以上です。
- **◆吉野恭介委員長** 星見委員。
- ◆星見健蔵委員 分かりました。それで、もう一つです。ここの、この間の説明の中に書いてありますが、合意ができなければ、相手方は返還を求めておるというふうに言われとるんですね。平成2年~7年まで、5年間をかけて開発しておられるですよね、あずまやを整備されたり。それで、相手方が、そこまで返還を求めておるということであれば、あずまやなんかも移転させらあええ話だし、更地にして返却しても、私はええんじゃないかと思うんですが、この鹿野城跡の景観を損ねるというように、害するようなことであれば、またそれは、やっぱりちょっと待てよということになるんだけども、更地にして、相手方に返還っていうことは、鳥取市としては一切考えておられないのか、今後の考え方、対応、これについてお聞かせください、最後に。
- **◆吉野恭介委員長** 小林支所長。
- ○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、小林です。この借地させてもらってる土地、あずまやが建ってるところは、景観上、大変重要な位置にありまして、もし返還した場合ですね、草が生えて荒れてくるといった状況が、もしあるようであれば、景観には大変よろしくない状況が想定されるものですから、できることならば、このまま、その状態で景観を保っておきたいというのが率直な支所としての考えです。今後、調停を行いまして、その行方によりましては、またそういった、返還なのかということも俎上には上がってくるかもしれませんが、今のところ、何とか折り合いをつけて、この景観を保っていきたいと考えております。以上です。

- ◆吉野恭介委員長 星見委員、よろしいですか。上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 すみません、先週は、ちょっと休んでたもんですから、詳しい話は、今初めて聞いたような状況でありますけれども、それで、今、星見委員のほうから話がありました。調停ということで、これからかかるわけですけれども、これが上手にいけばいいでしょうけれども、仮に、調停が折り合わなかったといった場合に、鳥取市としては、どういうふうな対応をされるか、その辺り考えておられますか。
- ◆吉野恭介委員長 小林支所長。
- ○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、小林です。調停が不成立の場合です。調停も、1回ではなく、2回、3回ぐらいまではあるということで、その間に、相手方の主張度合いですとか、調停委員さんの提案、そういったことを受けまして、市としても、何か考えれることがないかということを考えて対応したいと思います。ですので、不調に終わった場合、その時点の双方の状況によりまして、再度、顧問弁護士と、あと市役所内部で協議を行って対応を考えていきたいと思っておりますので、今は具体的な、不調に終わった場合の、次はこうするんだというものは、持ち合わせておりません。以上です。
- **◆吉野恭介委員長** 上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 最終的には、要するに、賃料が何ぼ上げ、向こうからすればですね、向こうの言い分が何ぼか分かりませんけれども、要するに、今の状況でなしに、もっと上げてくれえということだろうというふうに思います。鳥取市が、じゃあ、どこまでこれを許容して上げれるかどうか。ただ、これ、さっきの話からすると、当初7万円からスタートして、今、二十数万円ということで、ほとんど、毎年ずっと上がってるような状況っていうことになれば、ええかげんにしてくれえよというのが本音だろうと、私は思うんです。先ほどの話がありましたように、景観の問題で、どうのこうのっていう話がありましたけれども、私は、本来ならね、賃貸じゃなしに、買い取ってしまうのが一番いいんでしょうけれども、多分売らんでしょう。それだけ毎年決まった、そういった賃料が入ってくるっていうことになればね。そうなれば、もう最終的に、もう、鳥取市が、市のほうで、どれぐらいまでだったら、賃料で折り合いますよという話を出せばだけども、じゃあ、そこで終わるっちゅう話にならんと、私は思うんです。また来年、再来年、ずーっとこれが続くということになれば、大なた振るうようなことも、私は必要かなあというふうに思ってますので、それは、それをしたからこそ、したから、市が責められるという問題ではないと思うんで、その辺りのことは、しっかりと、その対応はしていただきたい、していただければ結構だというふうに、私は思います。以上です。
- ◆吉野恭介委員長 そのほか。坂根委員。
- ◆坂根政代委員 私も、星見委員や上杉委員と同じような気持ちは持っております。質問はですね、付議案の39ページ、調停の申立ての趣旨のところです。ここに、本件賃貸借契約には、当該土地を本市が公園として使用する間、賃貸する権利がありと、こう書いてありますね。しかし、契約は、毎年毎年ということになってますよね。となると、じゃあ、この鳥取市の、この申立ての趣旨が通るのかどうなのか、そういう通る、その確約なり何なり、契約という、契約以外のものかもしれませんけど、何かがあるのか、あれば教えてください。

- **◆吉野恭介委員長** 小林支所長。
- ○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野支所、小林です。この趣旨、本支所としましては、構造物を、既に当時造って、この間、借地させてもらってますので、長期的な契約をさせていただきたいというのが、この言わんとするところでございます。単年単年ではなくて、こういった、ほぼ、ほぼ永久的な構造物を、当時、借地を条件に承諾していただいてますので、できる限り長期契約というところに持っていきたいというのが趣旨でございます。以上です。
- ◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほかありますか。

(「はい、なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第96号調停の申立てについてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第97号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分(質疑・討論・採 決)

- ◆吉野恭介委員長 続いて、議案第97号専決処分事項の報告及び承認について、所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 すみません、戸籍事務費なんですけど、国の内示の額が、本当に半分ぐらいになっちゃってるんですけれども、ちょっとこれ、いつ頃内示が出たのか教えてください。
- **◆吉野恭介委員長** 北村次長。
- **〇北村貴子次長兼市民課長** 市民課、北村でございます。国の内示ですけれども、2月20日に、 法務局から通知があったものと思います。
- **◆吉野恭介委員長** 伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 もともと国への、これぐらいの費用がかかりますみたいなね、申請をされたときに、委託ということで、いろいろ積算して出されたんですが、国のほうからは、どういったものが対象になりますよっていう事前の案内というか、連絡っていうのは、あったのか、なかったのか。
- **◆吉野恭介委員長** 北村次長。
- ○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。こういった補助金の要綱ですとか、要領が発出されたのも、2月17日でございまして、事前には、こういう案でいこうと思うっていうのはあったのですが、正式に通知がされたのが2月17日が発出でございました。それと併せて、内示もこのような額で考えているっていうことで、こちらが、あらかじめ示して、それに対してということよりも先に、もう内示額はこうですっていうのが示されて、申請を行ったと

いうような経緯でございます。ですので、事業の内容を大幅に見直して、予算を低減させるように、努力をしてみたところでございます。以上でございます。

- **◆吉野恭介委員長** 伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 去年の11月に、全国中核市市長会が、国に要望、緊急要望してるんですよね。その中身っていうのが、要は、システム改修経費及び通知書の印刷費・郵送費のみが対象経費となっているが、一定の人口規模を有する中核市の場合、対応に係る人員の増員とか、機材の準備が求められるから、ちゃんと財源措置をしてほしいと、そういった要望、緊急要望をされてるんですよね、その去年の11月に。だけど、年明けた2月に、こういうことですと、国から来たということなので、結局、要望は聞かれてないんだなと思うんですけれども、一応、内示は出ましたけれども、これ、全国一斉にやられることで、今後ですね、引き続き、この財源の確保、財政措置、それを国に求めていく考えはあるのかどうか、その点はどうですか。
- ◆吉野恭介委員長 北村次長。
- ○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。通知の印刷ですとか、発送に係る予算につきましては、この専決で承認いただきたいところなんですが、事務の補助、そういった事務に係る人員の部分に関しては、令和7年度の当初予算で予算を上げさせていただいて、御承認いただいているところでございます。本当はもっと欲しいところではありますが、要望は引き続きしていきたいと思いますし、今後、必要に応じて、費用がかかる部分に関しては、国に求めていきたいというふうには考えております。以上でございます。
- **◆吉野恭介委員長** 伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 いろいろ予算を立てて、この事業はね、進んでいくようにされてるのは分かるんですけれども、もともと、やっぱり全国の中核市の市長会でも、そういう要望が出されてたので、恐らく、どっこも、ちょっとそんなお金を減らされたら困るって思ってると思いますので、やっぱりそこはね、引き続き粘り強く要望はしていただきながら、事務としてはね、進めていかれないといけないから、だから、要望だけはしっかりとしていただきたいと思います。以上です。
- ◆吉野恭介委員長 御意見ということで。そのほか質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第97号専決処分事項の報告及び承認について、所管に属する部分を採 決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

- ◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は承認すべきものと決定されました。 それでは、報告に入ります。北村次長。
- 〇北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。私のほうからは、6月16日開催の総務

企画委員会の報告案件、戸籍への氏名の振り仮名記載について、坂根委員からいただいた御質 問についてお答えしたいと思っております。

留意事項の行政手続にパスポートとあるが、別姓を使用している方への影響はどうでしょうかという御質問だったと思います。パスポートへの旧姓の記載についての内容でございました。パスポートの氏名は、戸籍に記載されている氏名でなければなりませんけれども、旧姓を並べて記載すること、いわゆる旧姓の併記が認められております。旧姓の併記を希望する場合は、戸籍謄本、旧姓が記載された住民票の写し、またはマイナンバーカードのいずれかで、旧姓を確認できれば、旧姓の併記が可能でございます。この場合は、姓の横に括弧書きで表記されます。なお、旧姓を含むこの別記、別名併記は、あくまでも例外的かつ便宜的な措置であるため、戸籍の振り仮名の届出の影響はございません。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

鳥取駅北口の屋外喫煙所のパーテーション設置について(説明・質疑)

- ◆吉野恭介委員長 それでは、鳥取駅北口の屋外喫煙所のパーティション設置について、執行部より説明をお願いいたします。山根局長。
- **〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長** 環境局長の山根でございます。資料3の2ページを御覧いただけますでしょうか。鳥取駅北口の屋外喫煙所のパーティション設置についての報告でございます。

これは、鳥取駅北口の屋外喫煙所に、受動喫煙防止のためにパーティションを設置し、分煙機能を高めた施設となりましたことを報告するものでございます。

設置の日時は、令和7年5月30日、金曜日、午後2時から一般利用を開始しました。

場所につきましては、資料左下に記載していますとおり、ケヤキ広場の西側でございます。 バスステーション寄りの場所に設置しております。概要ですが、設置者はJT鳥取支社、管理 者は、鳥取市になります。JT鳥取支社より鳥取市へ、このパーティション等の施設を無償譲 渡いただいております。広さは約9平米、10名ほどの利用が可能となっております。

今回、岡田信俊議員様からも質問が出ておりましたけれども、鳥取市としましては、この屋外パーティションのある分煙機能を持った施設の管理をしながら、市民の皆様の、より快適な空間づくりに努めてまいりたいと考えています。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明をいただきました。

委員の皆様から質疑ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 私も、一度利用させていただきました。一言言えばですね、本通り側にはないんですね。1枚、1枚通りなんで、それで、本通り側にはないわけですよ、ねえ。恥ずかしいっていうわけではないんだけど、やはり、これだけ追いやられて、ねえ、喫煙スペースが本当にない状況の中で、やっぱり、せめて本通り側にも、1列に、二、三枚設置すべきだと思うし、それから、これはJTからの寄贈ということはあるんだけど、本来であれば、これは、もう鳥取市が率先してやるべきことだと思うんですよね、こういったことは。それで、市長も、いつも税の説明のときに言われるんだけど、やっぱり、たばこ税っていうのは目的じゃないので、使

い勝手のいい、こんな税はないというぐらいに言われるほどのもんですよ。それで、年間人口も減少しとるし、喫煙率も多少下がっておるというようなことから、交付税もですね、12、13 億切ってしまった、旧鳥取市の時代も 15 億程度あったものが、徐々に減少してきておるということで、非常に残念なところであるわけですが、そういった、本当にいい交付税なんで、もっと有効的な活用をしてほしいと思うんですよ。それで、喫煙と健康という問題も確かにあるわけだけども、そういった環境を、愛煙家・嫌煙家の環境を整備することで、やはり共生社会をつくっていくということは、私は、本当に大事なことだというふうに思っております。それに、駅とか空港とか、こういう県外から、国外からも出入りの非常に多いようなところにはですね、どこの県でもほとんどあります、駅周辺には。それと、九州なんかに私も行って驚いたんですが、もうスペースが設けてあって、そこはもうエアコン完備、そして、ましてや椅子もセットされたりですね、非常にいい優遇がなされとるなあという環境をね、整えておられるところもあるんだ。それで、大分県なんかは、年間 100 億超えておりますけえね、たばこ交付税も。だけども、鳥取市は人口が少ない、喫煙者数も少ないということで、十二、三億ということなんだけども、私は、やはりこの辺の共生社会を実現するためには、こういったことも鳥取市として率先的にやるべきことだというふうに思います。

それと、もう一枚、壁をもということも言ったんだけど、この間、雨が降っとって、もう傘差して、吸えりゃあへんだな、これ。火はつきゃあせんしな、濡れて。いやあ、せめて屋根ぐらいつけてほしいなあと思うんだ、どうせ造るんならね。だから、JTのそういう寄贈もありがたいんだけど、鳥取市として、ほかにできることっちゃあ、屋根造ることぐらいしてほしいと思いますんで、その点をちょっとお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。ご質問いただきました、パーティションの反対側は、バスの乗り場の方になりまして、これを最初は壁を設置するようなことも考えました。防犯的な部分といいますか、完全に密室的な形になることから壁は設置しておりませんが、サザンカを5本設置しておりまして、緑で景観をよくするようにしておりますので、ご理解いただければなと思っております。

今後、喫煙施設の設置を鳥取市のほうが率先するようにお話がありました。確かに、室内、 例えば建物の中とかであれば、完全に受動喫煙防止対策をしていかないといけないということ はあります。公園など屋外については、まだ規定、規制はありませんので、今後、たばこ税を 使わせていただけるのであれば、しっかりとした、すばらしいものを設置したいと思いますけ れども、財政と協議して検討したいと考えているところです。以上でございます。

- ◆吉野恭介委員長 星見委員。
- **◆星見健蔵委員** ちょっと、もう一個、その屋根の件、それに対する考え方。
- **◆吉野恭介委員長** 山根局長。
- **〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長** 環境局長の山根でございます。屋根につきましては、今のところは考えておりません。煙は上に抜けていくものですので、そこは考えてないところです。以上でございます。

- **◆吉野恭介委員長** 星見委員。
- ◆星見健蔵委員 いや、屋根つけて、それで、何か煙の行き場が、場所が偏るとか、私は一切ないと思うんで。暑い夏の日よけとか言っとるんじゃなしに、やっぱり、この山陰、特にね、雪や雨の多い地域でもあるんで、せめて屋根ぐらいをって言っとるんだけども。
- **◆吉野恭介委員長** 山根局長。
- ○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。すみません、今回、もともとはパーティション等がないことから、受動喫煙を危ぶむ市民の声等もあった中で、まずは分煙といいますか、受動喫煙の防止に努めるということで行っております。先ほど、星見議員様からいただいた要望について今後進める中で、何か設置をする場合には、屋根の設置のこともしっかりと考えていきたいなと思っております。ただ、今のところの、このスモーキングエリアの設置部分における屋根の設置は、現時点では考えていないところでございます。
- ◆吉野恭介委員長 坂根委員。
- ◆坂根政代委員 関連です。そもそも、この分煙の話が出たのは、実際ですね、屋外に灰皿が何か所か置いてあって、それによって、そこを通る人の受動喫煙になってしまうんじゃないかという、こういうことがあったと思うんですね。実際アンケートをしたところでいうと、やはり喫煙場所が欲しいという方もあったということで、こういう建物になったと思うんです。私も星見委員と一緒で、初めて見たときに、何で屋根がないだ、私も傘を差して吸ようられる人を見ました、本当に。いやあ、これは、私がちょっと喫煙者じゃないもんですから、傘まで差して吸わないけんかって、逆に思ったぐらいのことでしたけれど、元に戻しますが、実際ですね、分煙っていうのは、やはり屋根がないと分煙にならんのです。受動喫煙という、風向きによって、やはり煙は行くわけです。そういう意味でいうと、やっぱり屋根が必要だというふうに私は思いますし、先ほど、ファンをつけないけんっていう話がありましたけれど、ここ、10人本当に入れるかいなあって、今、聞きながら思いました。何人か入ると、必ずやはり、熱射病の関係だとか、またはコロナ禍でも、ファンを回して、風流をよくしましょうとか、いろいろあったのでね、ファンも、どういうものを置くかによってもでしょうけれど、やはり私は、屋根をつけて、ファンの措置が必要だったら、ファンをつけるとか、そういうことが必要ではないかというふうに思っております。

あと、もう一つは、これをつけるときに、やはり市の環境課は、JTと話をされて、屋根つけんでもいいという話になったのかどうなのか、そこだけはちょっと教えてください。初めの部分は要望、意見で、今の最後のところは質問です。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。この屋根をつけないっていうのは、JTとの協議の中で決めさせていただいております。分煙をすることは、基本、煙は必ず上に上がるということから、屋外ではありますが、設置をしない形に決めた経緯がございます。実際に囲った分煙施設になると、建物の中では煙が間違いなく抜けない。ファンを設置とおっしゃいましたが、今回の場合は、あくまでも、たばこが上に上がるということから、人が通るところをパーティションで囲い、まずはその分煙、受動喫煙を阻止する、防止する。

今回、設置させていただいたというところでございますので、どうせ造るなら屋根を設置したほうがいいということは、もう重々承知はしてるところではありましたが、予算的なこともありました。JTとの協議の中でも、まずはこの分煙、受動喫煙を防止するという観点から、壁を設置したということで、ご理解いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 屋根をつけるべきだと思ってたんだったら、やっぱりその筋を通してほしかったなということが1つ、それと、やはり今日も意見が出てるわけですから、こういう意見が出たということで、今後改善の余地がないのかどうなのか、その辺をやっぱりちょっと検討してほしいなというふうに思います。

やはり私自身は、これで分煙措置ができたというふうに思わないんです。市でもですね、敷地内は禁煙ということになってますし、屋外だ、屋内だではなくって、やはりどうあるべきかというところを、一番、基に考えていただければありがたいなということを、意見として申しておきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 さっき、たばこ税の話が出たんだけども、国のほうからすると、このたばこ税 の活用については、いわゆる分煙、あるいはそういった形のものを各自治体で取っていただき たいという通達は、たしか出とると思うんです。ですから、全く、さっき言った目的税ではな いということだけども、やはり、たばこの収入で、これだけの税収があるということになれば、 いわゆる分煙施設等々について、このたばこ税を活用することについては、何ら問題はないと いうふうにも思います。

ですから、今回これ、JTが自分で設置して、市に寄附してくれたんだけれども、スタンスとしては、先ほど申し上げたように、たばこ税を活用した形でのいわゆる分煙対策っていいますか、そういったものをしていただければと思いますし、それから、このたびのこの喫煙所については、確かにその分煙だけども、1つは、要するに歩きたばこ、これがかなりの問題になっとるわけで、道端に、たばこの吸い殻がぽんぽん、かなり落ちてると。そういったものを1つは規制する目的もあるということです。ですから、100%これで分煙ができる話じゃないと私は思うんだけれども、やはりそういった場所があることによって、そこで喫煙ができるということで、今、市内ずっと、県庁まで歩いて、たばこ吸えるところはありませんのでね、若桜街道にしても。だから、そういう施設を、ある面、それこそ何か所か造っていくっていう方向も、1つの方法だというふうに思っております。

姉妹都市の釧路市は、市庁舎の前に独立した喫煙所を設けてて、びっくりしたんだけれども、 ちょうど玄関の先にですね、いわゆる敷地内に、敷地内に、ただ、これはもう、完全にもう遮 断したっていうか、遮蔽した形のあれをやってるんでね、そういったところもあるということ だけは申し上げておきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長 ありがとうございます。先ほどの御意見、たばこ税とか

も何とか使えるように、使わせていただけるような形で、喫煙施設という部分の在り方も、改めて検討していきたいと思っております。

今回のこの喫煙所の設置に当たりましては、私も見て回ってはいるんですけれども、上杉議員様が言われたとおり、ポイ捨てが減っています。喫煙場所周辺を管理しているJR西日本中国メンテックが、清掃等をしていただいていますが、そこの所長に確認しましたところ、この喫煙所が設置されたことにより、ポイ捨てが減ったとはっきり言っていただきました。たばこのポイ捨ては本当に減っていると。ただ、それはまだ鳥取駅北側だけということで、南側のほうについては相変わらずだとお聞きしています。

私も、鳥取市に出張などで来られた方が、駅の北側に出られてすぐに左右を見回したときに、このスモーキングエリアが目についており、そのまま一目散に歩いて行かれて、すぐに入られていうような状況も何回か見ております。やはり、この分煙、パーティションのような施設は必要であると改めて感じているところでございます。そういったことで、今後この喫煙所の設置については、また検討、研究してみたいと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 そのほかよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 検討・協議いただけるということでありました。これ以上は一般質問でお願いします。

それでは、これで市民生活部を終わります。執行部の皆様は御退室ください。ありがとうご ざいました。

陳情の不採択理由の確認について

- ◆吉野恭介委員長 今、事務局のほうから、皆さんのお手元に、陳情の不採択理由(案)という ことで、届けさせていただきました。ちょっと理由のところを読んでいただいて、これでよけ れば、このとおりにさせていただきたいと思います。よろしいですか。御意見あれば、挙手で お願いします。雲坂委員。
- ◆雲坂 衛委員 確認ですけれども、及びまでの文言は、どなたの発言だったでしょうか。
- ◆吉野恭介委員長 裏金問題の徹底解明には、限度があること。

(「上杉委員」と呼ぶ者あり)

- ◆吉野恭介委員長 上杉委員でしたね。
- ◆上杉栄一委員 もう司直で、もう結果が出て、国会の中で、いわゆる、何、証人喚問みたいな 形のものっていうことになれば、これは、全党の、それこそあれが、賛成がもらえないとでき ないというようなことで、今のその、呼んでその話を聞いても、それ以上のことは、まず難し いということで、限度があるということです。
- ◆吉野恭介委員長 そういった発言があったということであります。よろしいでしょうか、皆さん。浅野委員。
- ◆浅野博文委員 この企業・団体献金の禁止ではなく、透明性の確保って書いてありますけども、 この文章でいくと、企業・団体献金の透明性っていうことになっちゃうと思うので、この辺、

文章がちょっと何かおかしくはないですかね。で、政治資金パーティーとかの透明性とかじゃなしに、どうですかね。

- ◆吉野恭介委員長 浅野委員、どういうことですか。
- ◆浅野博文委員 政治、ちょっと待って。企業・団体献金の透明性の確保で、これ間違いないですか。何か、政治資金収支報告書とか、政治資金パーティーの透明性とかだったら分かるんですけども、企業・団体献金の透明性っちゅうのが、ちょっと、この文章だとなっちゃうもんで。何かおかしいかなと思ったですけどね。問題なければいいですけど、何か、僕はちょっと理解できんですけどもね。
- ◆吉野恭介委員長 雲坂委員。
- ◆雲坂 衛委員 岩美町の例を何度か挙げさせてもらいましたけど、これが端的だなと思っていて、さっき浅野委員が言われたところって、例えば、それを生かすのであれば、企業、点、団体の活動を制限すべきではなく、透明性の確保が必要と考えるためとかですね、何かそういう。例えばですよ、岩美町は、企業、点、団体献金については、政治資金の収支の透明性を高めることが重要であり、点、企業、点、団体の活動を制限すべきではないっていう不採択理由を入れられてるんですよね、一部で。ってなると、こう、この活動を制限すべきではないということになるんですね、岩美町はですね。例えば、自分が言う、ここの委員会の中で言ったことを、もし採用いただけるのであれば、この後半、及びからの後半の、禁止ではなく、ではなく、活動を制限すべきではなくという言い方に変えたほうが、岩美町との趣旨、整合性も取れますし、隣の町のですね、私の言ったものも入ってくるですし、どうかなと思います。禁止ではなく、ではなく、活動を制限すべきではないに、文言を変える。
- ◆吉野恭介委員長 星見委員。
- ◆星見健蔵委員 裏金問題の温床となる企業・団体献金は、裏金によって政策をゆがめるおそれがあるっていうことなんですよね。だから、企業の活動云々っていう話の陳情書じゃないんで、これは。企業・団体献金、それからパーティー券によるという部分が、この陳情書の2つの目的なんで、それを禁止すべきだということなんですよ、ねえ、ゆがめるということを。だけども、私は、企業・団体献金が、政治をゆがめる問題になっているというふうには、私は思っておりません。ですから、企業・団体献金を禁止、全面禁止というんじゃなしに、やはり透明性を確保することと、やっぱり第三者機関などをつくる、設置することで、やはり、透明性を担保していく、こういったことでいけばいいということなんで、だから、私は、別にこれで、献金の禁止ではなく、透明性の確保が必要と考えるためでええと思っとるんだけど。
- ◆吉野恭介委員長 上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 ちょっと文章がなかなか、今の、ちょっと、ぷつん、ぷつんと切れたような文章で、理解ができんっていうような意識じゃなかったかなと思うんだけど、いわゆる企業・団体献金の禁止ではなく、透明化に向けた取組が必要だというような形で変えたらどうですか。
- ◆吉野恭介委員長 浅野委員。
- ◆浅野博文委員 この企業・団体献金も透明化、透明性っていうかね、そういったことも大事な んだけども、それプラス政治、企業・団体献金以外にも、もう政治資金というのは、まだ幅広

くあるんで、ここの陳情の中にもありますけど、この政治資金の透明化とか、ちょっと何か、透明性の前に一言何か入るべきじゃないかなとは、ちょっと思ったんですけどね。政治、企業・団体献金の透明化って、この文章でいくと、透明化っていうことになっちゃうんで、もう政治資金、企業・団体献金よりも幅広く、今回は、この裏金問題とかの温床となった政治資金パーティーの収支、収支の、お金の流れの透明化っていうかね、そこが含まれていくと思うんで、この企業・団体献金の透明化っていう、この今の文章だとなっちゃうんで、政治資金の透明化とか、何か、そっちのほうが正しいじゃないかなと思いましたけども、ちょっと理解ができなかったら、これでいいですけど。

- **◆吉野恭介委員長** 上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 今回の陳情は、政治資金というよりも、企業・団体の献金の禁止ということが 1つの大きな核っていうか、メインになっとるわね。だから、反対討論としては、これに対し てどうするかという話だというふうに、私思うんです。だから、全体の、その、いわゆる、ほかの、この入りの分は別として、今回の分については、企業・団体献金は禁止すると、するべき だということなんだけど、野党のほうも、いわゆる政治団体、野党の、これなんかも、ちょっとそれこそ、ぶれたりしてやっとる話になるんで、基本的には、やはりその企業・団体献金、もう禁止することじゃなくして、これは、企業・団体献金が、を透明性、透明化に向けた、そう いった取組をしていかなければならないというようなことで、私は、そこで、くくればいいような気がするけどね。
- ◆吉野恭介委員長 気持ちとしては、禁止する以上に、透明性を確保するみたいな。
- **◆上杉栄一委員** 以上にってことなると、禁止になるって話だ。
- ◆吉野恭介委員長 ああ、そうか。皆さん、どうでしょう、文言。伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 あくまでも、その陳情の項目っていいますか、それに対して、どう判断したかなので、そことちょっとずれるようなことをその不採択理由として書くと、議会の見識が問われるっていうか、その賛成・反対抜きにしてね。全然その陳情書の中身をちゃんと審査してくれてなかったんじゃないのっていうふうに、やっぱりこう思われるのもいけないことだと思いますので、やっぱり、その陳情された項目に対して、どうなのかっていうことで、返せばいいっていうか、出せばいいと思います。
- ◆吉野恭介委員長 浅野委員。
- ◆浅野博文委員 皆さん、そうやって言われますけども、これは、その前半の部分は、裏金問題 の徹底解明とパーティー券の購入を含む、この自民党の裏金問題の徹底究明とっていうのが最 初にありますんでね、僕はそう思っただけですので、皆さんがよければ、私もそれに従います ので。
- ◆上杉栄一委員 いや、だから、裏金問題の徹底解明には限度があるということで、反対の討論 をしてるわけだ。
- **◆吉野恭介委員長** 星見委員。
- ◆星見健蔵委員 だから、今、浅野さんが言いたいのは、その企業・団体献金だけじゃなしに、 やっぱり政治資金パーティー、こういったものの収益が、結局、不記載ということによって、

裏金になってきたということが実態であるということ、だけども、それに対して、ただ禁止するのではなくて、やはり透明性を担保することで、政治活動を引き続きしていかなければならないという思いがあるもんですから。ですから、この企業・団体献金、それから政治資金パーティー、これを入れても、まあ別に問題ないと思いますよ。

- ◆吉野恭介委員長 ちょっと言ってみましょうか。前半は変わらずですよね。裏金問題の徹底解明には限度があること及び、今、言われたのは、政治資金パーティーや企業・団体献金の禁止ではなく、透明性の確保が必要と考えるためでいいっていうこと。
- ◆星見健蔵委員 全面禁止って言われたかな。
- ◆吉野恭介委員長 企業・団体献金の全面禁止ではなくっていうこと。
- ◆星見健蔵委員 これ、2つ目にね、全面禁止の法整備を衆参両院に求めるっていうふうになっとるが、この2つ目の項目に。裏金問題の温床となっとるのは、政治資金パーティーと企業・団体献金だということの意味合いなんで、全面禁止の法整備をと。
- **◆吉野恭介委員長** 坂根委員。
- ◆坂根政代委員 いろいろありますけれど、パーティー券購入を含む企業・団体献金ですから、別にそれを入れなくても、企業・団体献金ということで、私は通るのではないかというふうに思いました。ですから、ただし、浅野委員が言われるように、企業、中点、団体献金の禁止ではなくに、点を入れないけんのじゃないでしょうか。なくで一旦切ってしまって、点を入れて、上杉委員が言われたように、透明化に向けた取組が必要と考えるためと、こういうふうにしたら、1回文章が切れて、分かるのではないかと思いましたけど、どうでしょうか。
- ◆吉野恭介委員長 皆さん、どうでしょう。
- ◆米村京子委員 これ、また、つつくようにすると、おかしくなってきますから、もう、これでいいと思いますよ。
- ◆吉野恭介委員長 いや、少しでもよくしようと、ちょっと意見をいただいているわけですが。 企業、点、団体献金の禁止ではなく、句読点の点、そして、透明透明化に向けた取組が必要 と考えるため。いいですか。皆さん、どうでしょう。雲坂委員。
- ◆雲坂 衛委員 ごめんなさいね、何回も。透明性が、透明性を高めることが、とかですね、重要であるとか。例えば、今、透明性はある、ある程度ある、さらに高めることが重要だと。
- ◆上杉栄一委員 意見、意見じゃ、あれだで、高めることが重要だっていうことは、それこそ認めたような話になっちゃうわけだ、ある面でいうと。なあ。だから、重要でなくした、そういった取組をしていかなければならないということなんですよ。重要だっていうことになったら、意見で終わってしまうわけだ。だから、取組をやってほしいということでないと。
- ◆星見健蔵委員 いいじゃないか、これでええと思うでなあ、わしは。
- ◆吉野恭介委員長 いいですか。ちょっと、もう一回言いましょうか。前半一緒ですよ。裏金問題の徹底解明には限度があること及び企業・団体献金の禁止ではなく、透明化に向けた取組が必要と考えるため。どうですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 それじゃあ、これで反対理由ということでさせていただきます。よろしいで

すね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 では、これで総務企画委員会を終了します。お疲れさまでした。

午後2時27分 閉会

令和7年6月定例会総務企画委員会

(議案審査・陳情審査・報告)

日時:令和7年6月24日(火)

午前10:00~

場所:本庁舎7階第1委員会室

総務部・危機管理部

◎議案【質疑·討論·採決】

議案第82号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第1号)【所管に属する部分】

議案第88号 鳥取市税条例の一部改正について

議案第89号 鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関 する条例の一部改正について

議案第93号 財産の取得について

議案第94号 財産の取得について

議案第97号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

議案第98号 専決処分事項の報告及び承認について

◎陳情【質疑·討論·採決】

< 陳情(新規)>

令和7年陳情第7号 裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める意見書の提出を求める陳情

企画推進部

◎議案【質疑・討論・採決】

議案第82号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第1号)【所管に属する部分】 議案第97号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

市民生活部

◎議案【質疑・討論・採決】

議案第82号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第1号)【所管に属する部分】

議案第86号 令和7年度鳥取市電気事業費特別会計補正予算(第1号)

議案第87号 鳥取市自治基本条例の一部改正について

議案第91号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第92号 鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第96号 調停の申立てについて

議案第97号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

◎報告

鳥取駅北口の屋外喫煙所のパーテーション設置について(生活環境課)

その他

委員会視察報告書について